

5 歳児健康診査の実施について

国は、発達や社会性への課題を早期に把握し、適切な支援へつなげるため、5 歳児に対する健康診査を令和 6 年度に制度化し、令和 1 0 年度までに全自治体で実施することを目標としています。

本市では、平成 2 8 年度から年中児発達相談事業を実施し、発達支援を行ってきましたが、国の方針等を踏まえ、5 歳児健康診査を令和 9 年度から二段階方式※により実施する方向で準備を進めています。

(※二段階方式とは)

対象となる年齢の幼児全てに、発達相談や巡回相談等による聞き取りやアンケート等を組み合わせて実施（一段階目）したうえで、医師の関与のもと発達等に課題があると考えられた幼児を対象に医師が診察する健診（二段階目）を実施することを「二段階方式」といいます。

1 本市における 5 歳児健康診査の考え方

- ・発達、社会性、集団場面での課題への気づきへの支援と早期支援を実施します。
- ・年中児発達相談事業を発展的に拡充し、年中児発達相談事業のノウハウ、園の面談のスキルや児の観察、支援力を活かした仕組みとします。
- ・子どもや保護者を支える保健、医療、福祉、教育等の体制整備や充実の検討を行います。
- ・事業評価及び検討、事業改善を継続します。

2 事業概要

項 目	概 要
開始予定	令和 9 年 4 月
対象児	実施年度に満 5 歳になる幼児 約 1, 3 5 0 人/年
実施方法	➤ 二段階方式 ➤ 児の誕生月により 2 期にわけて実施 （Ⅰ期：4～10 月、Ⅱ期：11～3 月）
実施主体	・市内保育所、幼稚園、認定こども園 ・出雲市立小学校 ・出雲市教育委員会（学校教育課・児童生徒支援課） ・健康福祉部（健康増進課） ・子ども未来部（保育幼稚園課・子ども政策課）

3 事業の進め方

令和8年度

時 期	項 目	概 要
～令和8年12月	協議検討	庁内関係課、関係団体との協議、検討
令和9年1月	庁内関係課会議	事業開始前最終確認
2月	5歳児健診検討会	関係団体を交えた事業開始前最終確認
	事業概要説明	対象：保育所・幼稚園・認定こども園
3月	3月議会予算案提出	
	事業周知	

令和9年度

時 期	項 目	概 要
4月下旬	事業説明	対象：事業実施保育所・幼稚園・認定こども園
4月頃、年1回	研修会	対象：保育所・幼稚園の主任等
I期：4月末～ 5月中旬 II期：9月末～ 10月中旬	一次健診	質問紙：保護者と園用（全児対象） 方法：①園から保護者へ説明、質問紙を配布 ②園が回収し市に提出
	スクリーニング	
I期：6月末 II期：11月末	一次健診結果票、 二次健診等案内	対象：一次健診質問紙回答者全員 方法：①市から所属園 ②園から保護者へ
	庁内カンファレンス	市が一次健診回答児全員の支援方針案を検討
	所属園と市の共有	支援方針案すりあわせ（市・園）
I期：6～8月 II期：10～12月	園での保護者面談	方法：一次健診質問紙を用いた面談
8月～2月 （2～3回/月）	二次健診	対象：一次健診質問紙結果からの抽出児 約200～250人/年（全体約2割） 方法：集団健診（2診/回、15人/回） 流れ：設定保育→計測→問診→小児科医診察 →相談→支援機関紹介 スタッフ：小児科医、保健師、看護師、心理士等
年4回程度	相談会	対象：要経過観察および既医療・既療育の希望者 内容：教育委員会、心理士、保健師等の個別相談
	就学に向けた情報連携	